

大規模接種会場における 新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3回目接種)に係る移動支援事業の ご案内

◆事業概要

兵庫県が開設した大規模接種会場又は自衛隊大阪大規模接種会場でワクチンの追加接種（3回目接種）を行った方に対し、大規模接種会場までの移動に係る交通費を定額助成します。

◆交付対象者

洲本市が発行した新型コロナウイルスワクチン接種券をお持ちの方で、そのワクチン接種券を用いて、兵庫県が設置した大規模接種会場または自衛隊大阪大規模接種会場でワクチンの追加接種（3回目接種）を行った方。（1回目、2回目の接種は助成の対象外となります）

※ただし職域接種と住所地外接種でワクチン接種を行った場合は除く

○住所地外接種とは：やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している方が、接種を行う医療機関等が所在する市区町村に事前に届け出を行い、ワクチン接種を行うこと

◆助成額

上記の大規模接種会場でワクチンの追加接種（3回目接種）が完了した場合、4,000円

◆対象となる新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に係る大規模接種会場 (令和4年2月14日時点)

兵庫県

- ・姫路会場：旧姫路文化センター
 - ・西宮会場：旧西宮市にしきた接種会場
- ### 自衛隊大阪大規模接種会場
- ・大阪堺筋本町会場：八木ビル
 - ・大阪北浜会場：日経今橋ビル

◆申請受付

受付開始：令和4年2月1日（火）～

令和4年3月31日までに3回目のワクチン接種が完了した場合の
申込期限は、令和4年5月6日（金）までとなります

※申請は3回目のワクチン接種が完了していることが条件です。

◆申請書提出先

企画課（本庁舎5階）、地域生活課（五色庁舎1階）、由良支所

ワクチン
接種会場



提出書類チェックリスト

申請者全員が提出する書類(下記の①・②・③)

- ① 大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)に係る移動支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証(臨時)の写し
- ③ 助成金の振込口座の預貯金通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の確認できるページ)

助成対象者が未成年者の場合

- 上記①・②・③に加え、助成対象者の戸籍抄本、その他その親権を行うもの、未成年後見人であることを証するに足りる書類(いずれか1枚)

助成対象者が成年被後見人の場合

- 上記①・②・③に加え、登記事項証明書その他その資格を証明する書類